

2026 年 7 月 29 日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T 株式会社

令和 8 年熊本地震の影響による 被害を受けられた方々への視聴料等の免除について

令和 8 年熊本地震の影響により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS など衛星放送事業に関わる 67 社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：滝山 正夫）とスカパー J S A T 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、令和 8 年熊本地震の影響により、令和 8 年 7 月 28 日以降に災害救助法が適用された、熊本県の 10 市 10 町 1 村において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【熊本県】

熊本市	(くまもとし)
八代市	(やつしろし)
水俣市	(みなまたし)
山鹿市	(やまがし)
菊池市	(きくちし)
宇土市	(うとし)
上天草市	(かみあまくさし)
宇城市	(うきし)
天草市	(あまくさし)
合志市	(こうしし)
下益城郡美里町	(しもましきぐんみさとまち)
菊池郡大津町	(きくちぐんおおづまち)
菊池郡菊陽町	(きくちぐんきくようまち)
阿蘇郡西原村	(あそぐんにしはらむら)
上益城郡御船町	(かみましきぐんみふねまち)
上益城郡嘉島町	(かみましきぐんかしままち)
上益城郡益城町	(かみましきぐんましきまち)
上益城郡甲佐町	(かみましきぐんこうさまち)
八代郡氷川町	(やつしろぐんひかわちょう)
葦北郡芦北町	(あしきたぐんあしきたまち)
葦北郡津奈木町	(あしきたぐんつなぎまち)

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、チューナーレンタル料、ご利用明細発行手数料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL : 0120-085-550 (10:00～18:00、無休)

以上